

令和4年4月1日



埼玉県信用保証協会

さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル内

SDGs普及促進保証（愛称：ステップワン保証）の取扱いを開始

埼玉県信用保証協会では、SDGsをより多くの中小企業者の方々に身近なものとして取り組んでいただくため、SDGs普及促進保証（愛称：ステップワン保証）の取扱いを開始しました。

本保証制度はこれからSDGsに取り組む、もしくは既に取り組んでいる中小企業者が、当協会所定の「SDGs宣言確認書」を提出することで、信用保証料率を通常よりも最大10%優遇するものです。

なお、本保証制度は、埼玉県が推進するSDGsへの取組みに賛同する金融機関と協働することを前提に創設したため、取扱いを、「埼玉県SDGsパートナー」に登録している金融機関に限定しています。

【制度の概要】

■保証の対象となる中小企業者

SDGsの達成に向けた取組みを実施している、または実施する予定がある中小企業者。

具体的には、保証申込に際して、当協会所定の「SDGs宣言確認書」をご提出いただくこととなります。

■保証限度額

3,000万円

■資金使途

運転資金・設備資金

■信用保証料率（単位：%）

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
信用保証料率	1.71	1.58	1.40	1.22	1.09	0.95	0.76	0.59	0.45
一般保証との比較	▲0.19	▲0.17	▲0.15	▲0.13	▲0.06	▲0.05	▲0.04	▲0.01	—

■取扱開始

令和4年4月1日

本資料の問い合わせ先：（電話）048-647-4712 企画総務部 企画課 担当：今井・武宮